

特定サーバー管理者に求められる事項について (検討のポイント)

平成22年12月3日

宍戸常寿

特定サーバー管理者とは

■青少年インターネット環境整備法上の定義

(定義)

第2条第11項 この法律において「特定サーバー管理者」とは、インターネットを利用した公衆による情報の閲覧の用に供されるサーバー(以下「特定サーバー」という。)を用いて、他人の求めに応じ情報をインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置き、これに閲覧をさせる役務を提供する者をいう。

■青少年インターネット環境整備法関係法令条文解説(*)

「特定サーバー管理者」は、営利を目的とすることを要件としておらず、官公庁、企業、大学等が、特定サーバーを設置して使用させている場合についても対象となる。具体的には、ウェブホスティング等を行ったり、第三者が自由に書き込みのできる電子掲示板を運用したりしている者であれば、該当しうるものである。

(*)青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 関係法令条文解説
(平成21年3月 内閣府 総務省 経済産業省)

青少年インターネット環境整備法上の特定サーバー管理者の義務規定

■青少年閲覧防止措置に係る努力義務

(青少年有害情報の発信が行われた場合における特定サーバー管理者の努力義務)

第21条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき又は自ら青少年有害情報の発信を行おうとするときは、当該青少年有害情報について、インターネットを利用して青少年による閲覧ができないようにするための措置(以下「青少年閲覧防止措置」という。)をとるよう努めなければならない。

【青少年インターネット環境整備法関係法令条文解説】

- ・「青少年閲覧防止措置」には、管理権限に基づいて公衆が閲覧できないようにする措置のみならず、青少年が閲覧できない会員サイトへの移行やフィルタリングソフトとの連動も含まれると解される。
- ・特定サーバー管理者にも企業から個人まで様々な者が含まれ、また青少年閲覧防止措置をとることが求められる場合も多様なケースがありうることから、本条は努力義務とされている。

*「他人により青少年有害情報の発信が行われたことを知ったとき」に限定した努力義務であることに留意

■青少年有害情報連絡受付体制整備に係る努力義務

(青少年有害情報についての国民からの連絡の受付体制の整備)

第22条 特定サーバー管理者は、その管理する特定サーバーを利用して発信が行われた青少年有害情報について、国民からの連絡を受け付けるための体制を整備するよう努めなければならない。

*努力義務であることに留意

■青少年閲覧防止措置に関する記録の作成及び保存

(青少年閲覧防止措置に関する記録の作成及び保存)

第23条 特定サーバー管理者は、青少年閲覧防止措置をとったときは、当該青少年閲覧防止措置に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

*努力義務であることに留意

問題の所在と検討の方向性

■ 青少年閲覧防止措置がとられていないケースが多いのではないか

青少年閲覧防止措置(ゾーニングや削除等)がとられていないウェブサイトが多数存在するのではないか。また、法第21条の努力義務について、個人を中心に特定サーバー管理者に周知が進んでいないのではないか。

(例) インターネット・ホットラインセンターが平成22年上半期に実施した違法・有害情報の削除要請に対して、3割以上が削除されていない。(平成22年上半期のインターネット・ホットラインセンターの運用状況について「3. 通報処理状況」参照)

■ 連絡受付体制が整備されていないケースが多いのではないか

外部からの連絡先が明らかでないウェブサイトが多々存在するのではないか。また、法第22条の努力義務について、個人ブログの管理者等、特定サーバー管理者に周知が進んでいないのではないか。

(例) インターネット・ホットラインセンターが平成22年上半期に受理した有害情報につき、有害情報が掲載されていた97サイトのうち52サイトがメールアドレスや問い合わせフォーム等の連絡先を掲載しておらず、削除依頼先が判明していない。(青少年インターネットの環境の整備等に関する研究会(第7回)公表資料参照)

★ 検討の方向性

- ・これらの問題について、実効性ある対策を検討する必要があるのではないか。
- ・検討にあたっては、インターネット上の表現の自由、成人の知る権利、インターネットの匿名性の利点に対する配慮が必要ではないか。

具体的な対応1 青少年閲覧防止措置の実効化

1-1 青少年閲覧防止措置の法的義務への引き上げ

現在努力義務とされている青少年閲覧防止措置を法的義務に引き上げることも考えられるのではないかな。

- ★検討のポイント： 特定サーバー管理者に対する過度な負担とならないかな。
- 有害情報の判断が難しいのではないかな。
- インターネット上の表現に萎縮効果を及ぼすのではないかな。

1-2 青少年有害情報監視義務規定の創設

青少年有害情報を常時監視する義務を規定することも考えられるのではないかな。

- ★検討のポイント： 特定サーバー管理者に対する過度な負担とならないかな。
- インターネット上の表現に萎縮効果を及ぼすのではないかな。

1-3 青少年閲覧防止措置に対する免責規定の創設

青少年有害情報に閲覧防止措置を講じた特定サーバー管理者の対発信者に対する責任を免除する規定を設けることも考えられるのではないかな。

- ★検討のポイント： 青少年有害情報でない情報まで積極的に削除されないかな。
- 成人の知る権利に対する過度な制約とならないかな。

1-4 特定サーバー管理者間の自主的なモデル約款整備

上位の管理者が下位の管理者に青少年閲覧防止措置を働きかけるような約款を整備することも考えられるのではないかな。

具体的には、下位の管理者が管理する特定サーバー上の青少年有害情報について、上位の管理者が下位の管理者に通知したにも関わらず、一定期間経過後も下位の管理者が何の返答も行わない場合、上位の管理者が下位の管理者の特定サーバーにつき、青少年閲覧防止措置を講じうるとの条項を設けることも考えられるのではないかな。

- ★検討のポイント： インターネット上の表現に対して事実上萎縮効果を及ぼさないかな。

具体的な対応2 青少年有害情報連絡受付体制整備の実効化

2-1 連絡受付体制整備義務の法的義務への引き上げ

現在努力義務とされている連絡受付体制整備を法的義務とすることも考えられるのではないかな。

★検討のポイント：インターネット上の匿名性の利点を害するのではないかな。
インターネット上の表現に萎縮効果を及ぼすのではないかな。

2-2 特定サーバー管理者間の自主的なモデル約款整備

上位の管理者が下位の管理者に連絡受付体制整備を働きかけるような約款を整備することも考えられるのではないかな。

具体的には、青少年有害情報の発信が多数回にわたった特定サーバーを管理する下位の管理者に対して、上位の管理者が連絡受付体制を整備するよう催告、要請する条項を設けることも考えられるのではないかな。

★検討のポイント：インターネット上の匿名性の利点を害するのではないかな。
インターネット上の表現に対して事実上萎縮効果を及ぼさないかな。